

Ⅲ-1-(3) 水資源の有効利用の推進

水道 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	令和3(2021)年度の取組結果			
○漏水を防止することにより、水資源を有効活用するとともに、浄水処理エネルギー消費を抑制し、水源開発やエネルギー消費に伴う大気汚染物質による自然環境への負荷が低減されるため、漏水防止計画に基づく適切な地下漏水調査を実施し、水道管からの漏水の早期発見に努める。また、漏水の予防的対策のために、老朽配水管更新計画や老朽給水管更新計画に基づき、計画的な更新を行う。	○老朽給水管の計画的な更新を実施、老朽給水管更新目標達成率を向上させる。 ○令和3(2021)年度目標 老朽給水管更新目標達成率 100%	○第8次漏水防止計画に基づき、漏水調査を実施 ○配水量分析の結果、有効率は令和3(2021)年度95.9%(令和2(2020)年度95.0%)と増加 ○老朽配水管更新計画と老朽給水管更新計画に基づき、老朽管を更新 ○老朽給水管更新達成率は、令和3(2021)年度99.6%に向上し概ね解消(令和2(2020)年度98.7%)	評価	水道	3

5か年計画の総括

○第8次漏水防止計画の令和3年度の設定有効率は94.4%であり、今年度の有効率は95.9%のため目標値を達成することができた。

評価 水道 3



漏水調査の様子

今後の取組

○従来市内2年で一巡していた漏水調査について、漏水発生確率の高い区画ほど調査頻度を高める運用を継続し、漏水調査作業の効率性を向上
○漏水を未然に予防するために、経年化が進行した配水管の更新と新たな老朽給水管対策事業を計画的に実施

Ⅲ-2 良好な水環境の創出

Ⅲ-2-(1) 下水道未普及地域の解消及び水洗化の促進

水道 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	令和3(2021)年度の取組結果			
○快適な生活と良好な環境のため、未普及地域や未水洗化家屋の解消を推進し、現在、市内のほとんどの地域で下水道を利用できるようになり、河川や海域の水質が改善されているが、未水洗化家屋には引き続き、戸別訪問や広報活動により、水洗化を促進する。	○下水道未普及地域の解消と未水洗化家屋の解消の継続実施	○下水道未普及地域の整備実施(登戸土地区画整理地区ほか) ○令和3(2021)年度末の下水道普及率:99.5% ○令和3(2021)年度末の水洗化率:99.7%	評価	下水	3

5か年計画の総括

○登戸土地区画整理地区における未普及地域の解消に向けた下水道整備の推進
○河川沿いの未普及地域の解消に向けた取組の推進
○水洗化に向けた戸別訪問等の実施

評価 下水 3

今後の取組

○未整備地区の下水道整備の推進に向けて、関係機関との継続的な協議・調整を進め、未普及地域や未水洗化家屋の解消に向けた取組の推進



※BODとは、水の汚れを表す指標で、一般的に数値が大きいほど水が汚れており、数値が小さいほどきれいな水であるといえる。

Ⅲ-2-(2) 事業場指導及び水処理センターの適切な水質管理

水道 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	令和3(2021)年度の取組結果		
<p>○公共用水域の水質保全に果たす下水道の役割は大きいことから、事業場[※]に対して、排除基準を遵守するよう指導するとともに、未規制の化学物質についても、削減に向けた指導・啓発を行う。また、水処理センターの水質管理を適切に行い、良好な放流水質を確保する。</p>	<p>○事業場への監視・指導の適切な実施 ○化学物質の使用量と下水道への排出量の把握 ○放流水の水質基準の適合率100%</p>	<p>○有害物質等を取り扱う事業場に対し、立入調査による監視・指導を適切に実施することで、水処理センターの適正な処理に貢献 ○未規制化学物質に対する事業場での使用状況等について、指導・啓発を行うことで、その使用量・排出量の削減を促すとともに、新たに規制に加わると予想される項目の調査を実施 ○水処理センターの水質管理を適正に行い、放流水の水質基準適合率の年度目標を達成</p>		
<p>[※]事業場 下水道を使用する特定事業場及び一定基準以上の水質に係る下水を排除する事業場</p>		評価	下水	3

5か年計画の総括	今後の取組
<p>○事業場への立入調査による監視・指導を適切に実施 ○未規制化学物質の下水道への排出量削減に向けた啓発等を実施 ○水処理センターでの適正な水質管理による放流水の水質基準適合率100%を達成</p>	<p>○下水道への排水について監視する必要がある事業場に対して立入調査を実施 ○水処理センターでの適正な水質管理による放流水の水質基準適合率100%を維持</p>
評価	下水 3



事業場での水質検査の様子

Ⅲ-2-(3) 高度処理の推進

水道 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	令和3(2021)年度の取組結果		
<p>○閉鎖性水域である東京湾における環境基準の達成・維持や富栄養化対策として、「東京湾流域別下水道整備総合計画[※]」に基づき、高度処理施設の導入を進める。</p>	<p>○令和3年度末高度処理普及率59.3% (目標)</p>	<p>○令和3年度末高度処理普及率59.3% ○等々力水処理センター高度処理事業の推進 ○加瀬、麻生水処理センターにおいて、既存施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的の高度処理の導入が完了</p>		
<p>[※]東京湾流域別下水道整備総合計画 東京湾の水質環境基準を達成維持することを目的とした下水道法に基づく計画で、本市の下水道計画の上位計画に当たるもの</p>		評価	下水	3

5か年計画の総括	
<p>○等々力水処理センター高度処理事業の推進 ○加瀬、麻生水処理センターにおいて、既存施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的の高度処理の導入が完了</p>	
評価	下水 3

今後の取組
<p>○等々力水処理センターにおける流量調整池の整備・既設反応タンクの改造・脱窒ろ過池の整備 ○入江崎水処理センター東系施設への段階的の高度処理の導入</p>

りん除去：りんは、微生物が嫌気タンクでりんを水中に放出し、次に好気タンクにおいて放出された量以上に、微生物体内に過剰摂取する働きにより除去される。

窒素除去：窒素は、微生物の働きにより、好気タンクでアンモニア性窒素が酸化され、次にこの水を無酸素タンクに戻し還元することにより、窒素ガスとして空气中に放出し、除去される。

有機物除去：有機物は、微生物が栄養として摂取する働きにより除去される。

